

筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群教育学学位プログラムにおける
研究不正の告発に関する調査報告書

1. 経緯・概要

- 告発受理日：令和6年2月16日
- 不正行為の態様：盗用
- 告発者：
大学院生 B（筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群教育学学位プログラム（以下、教育学学位プログラム）博士後期課程3年）
- 被告発者：
元大学院生 A（元教育学学位プログラム博士前期課程大学院生 令和4年度学位授与）
- 告発対象論文：
元大学院生 A「台湾における IR 実務担当者と大学執行部との関係性-IR 実務担当者へのインタビュー調査から-」
（『九州大学教育社会学研究集録』25, pp. 53-66, 2023年3月15日）
- 告発内容：
元大学院生 A の論文におけるインタビュー内容の一部について、告発者のインタビュー内容を剽窃して掲載している。

2. 調査

2-1. 調査体制

委員長	藤井 範久	筑波大学	体育系	教授
委員	藤田 晃之	筑波大学	人間系	教授
委員	山崎 直也	帝京大学	外国語学部	教授（外部有識者）
委員	加藤 崇英	茨城大学	教育学研究科	教授（外部有識者）
委員	前澤 優也	つくばあすなろ法律事務所		弁護士（外部有識者）

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

令和6年7月23日（火）～12月4日（水）（134日間）

(2) 調査対象

①調査対象論文

元大学院生 A「台湾における IR 実務担当者と大学執行部との関係性-IR 実務担当者へのインタビュー調査から-」
（『九州大学教育社会学研究集録』25, pp. 53-66, 2023年3月15日）

②調査対象者

元大学院生 A

(元教育学学位プログラム博士前期課程大学院生 令和4年度学位授与)

③調査対象経費

なし(被告発者の私費)

(3) 調査方法・手順

予備調査結果を確認し、調査対象論文と告発者から提出のあった資料を照らし合わせ、告発内容について事実確認を行った。

被告発者および指導教員(調査協力者)に対し、ヒアリングを実施した。

被告発者から不正を行っていない証拠として提出された資料の分析を行った。

被告発者から提出された資料の分析結果を被告発者に提示し、反論あるいは追加で提出したい資料はないか確認を行った。

3. 調査の結果

(1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為 盗用、捏造

(2) 認定した論文等

元大学院生 A「台湾における IR 実務担当者と大学執行部との関係性-IR 実務担当者へのインタビュー調査から-」

(『九州大学教育社会学研究集録』25, pp. 53-66, 2023年3月15日)

(3) 不正行為に係る研究者

○「不正行為に関与した者」として認定した研究者

元大学院生 A

(元教育学学位プログラム博士前期課程大学院生 令和4年度学位授与)

○「不正行為には関与していないものの、不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う著者」として認定した研究者
該当なし

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

なし

(5) 不正行為の具体的内容、結論及び判断理由

調査対象論文(2023年3月15日)63ページ目のうち、「うちもどちらかというトツプダウンの体質なので、こちらから提案するというよりは、学長がこういうものがあるからやってみて、というのが多いので。(B大学の学長は;引用者注)すごく意見も聞いてくれますし、頭から否定するようなことはありません。ちゃんと相談にも乗ってくれますし、周りの意見を聞いてくれます。そういう雰囲気があるので、多少業務は増えていますが、そこは理解してやっているつもり

です。(B氏)」の箇所が盗用として指摘されていた。そこで、告発者のゼミ合宿発表資料(論文)(2022年9月18日)7ページ目及び教育学学位プログラム「2022年度博士論文中間発表会(投稿形式論文発表会Ⅱ)(2022年9月23日)」における発表論文37ページ目と照合し精査を行った。

その結果、それぞれの論文において、インタビューでの発言内容や言葉遣いは酷似しており、ほぼ同一の文章が使用されていることは明白であった。それぞれの論文が発表された時系列(別表1参照)と併せ、被告発者はヒアリングの場で、自身が論文を執筆する以前に告発者の論文の存在を認識していたことを認めていることから、特定不正行為である盗用が認められると判断した。

加えて、本調査で新たに、データの捏造も認められることが判明した。被告発者はヒアリングにて、論文執筆の際に資料として使用したB大学学長へのインタビュー音声データのうち、17分32秒からが今回の盗用疑惑をかけられている箇所にあたると発言した。これを受けて、調査委員会では、本人から提出のあったインタビュー音声データおよびその文字起こしデータを分析した。その結果、盗用疑惑の箇所に合致する音声データは見当たらなかったうえに、文字起こしデータにはインタビュー音声データには存在しない文言が記載されていた。

被告発者は一貫して盗用を行っていないと主張しているが、委員会が弁明を裏付ける証拠の提出を求めても、本人から追加資料の提出は一切なかった。

したがって、調査で得られた事実から、被告発者には特定不正行為である盗用及び捏造が認められると判断した。

<別表1>

2022年7月8日	告発者がX大学にインタビューを実施。
2022年8月13日	被告発者がB大学にインタビューを実施。
2022年9月18日	告発者、被告発者は同じゼミ合宿に参加。
2022年9月23日	告発者は博士論文中間発表会に参加。 被告発者は三大学研究交流セミナーに参加。
2022年12月1日	九州大学教育社会学研究集録の論文投稿〆切。
2023年3月15日	九州大学教育社会学研究集録発行。

(6) 不正行為の故意性・悪質性

被告発者は告発者の論文からほぼそのまま文言を盗用している。

また、調査対象論文は修士論文にも含まれているが、被告発者は修士論文の指導を受けた際に、インタビューデータを日本語で文字起こしして論文に添付するよう指導教員から指示を受けたものの、日本語ではなく中国語かつ概要にまとめたものを添付しても良いか、指導教員は中国語を理解できないにも関わらず相談していた。実際に、修士論文には中国語かつ概要にまとめたものが添付されており、日本語で文字起こししたものは最後まで提出されなかった。

以上の状況から、故意性はあったと言わざるを得ない。

加えて、指導教員は研究室内のゼミで研究倫理教育を行っており、かつ被告発者は大学で提供している研究倫理 e-learning プログラムを受講済みである旨発言していたことから、研究倫理教育を受けたうえで不正行為を行ったことは明らかである。

このことから、悪質性についても認められると言わざるを得ない。

(7) 当該分野の研究の進展への影響・社会的影響の程度

不正が行われた箇所は論文の重要部分や結論に影響を及ぼすものではない。

加えて、当該論文は三大学合同で開催されたセミナーで発表された研究成果が基となった紀要論文であり、Web 上で公開されているが、一般的な論文や書籍と比較して流通度が極めて限定的である。

よって、当該分野の研究の進展への影響および社会的影響は高くないと判断できる。

4. 研究機関が行った措置

本調査の結果が確定した後、学長から被告発者に対し、当該論文の取り下げ勧告を行う。

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

指導教員へのヒアリングにおいて、被告発者はインタビューデータをどのように論文に落とし込めば良いか悩んでいたとの話があった。そのような状況下で、ゼミ合宿時に告発者の論文データを目にしたことで不正行為を行ったものと思料する。

また、被告発者は大学で提供している研究倫理 e-learning プログラムと併せて、研究室内で指導教員が行っている研究倫理教育も受講していた。それにも関わらず不正行為を行ったことから、研究に携わる者としての当事者意識が薄かったうえに、研究倫理意識が大幅に欠如していたと判断できる。

一方で、被告発者はインタビュー音声データ（中国語）を日本語の逐語録に残しておらず、指導教員はインタビュー内容と論文内容の整合性を確認していなかった。

このことから、指導教員のみならず全学的な指導体制の甘さも発生要因の一つであると言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

研究不正行為は自身に大きく関わることであり、学生に自覚させるため、教員個々がより一層、研究倫理教育に力を入れるよう徹底させる。特に、ゼミ等の時間に、具体的な不正行為の事例を挙げつつ、繰り返し研究倫理教育を実施するこ

とを望む。

教員には、学生の指導を行うにあたり、研究データの適切な管理と論文内容との整合性の確認について、これまで以上に慎重に対応することを徹底させる。

さらには、研究データの取り扱いについてのポリシーを自身の研究室で定め、それに沿って研究室を運用するよう求める。学生にそのポリシーを遵守させることで、研究室内でトラブルが生じるリスクを軽減させることを目指す。

このほかには、再発防止策を徹底する観点から、全学的な教育指導の在り方そのものを再検証する機会を設けることを求めたい。

以上